

業務仕様書

1 業務名

「GX・金融」普及啓発セミナーの企画・運営等業務

2 業務目的

北海道が持つ国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、アジア・世界の「金融センター」を実現するため、産学官金の21機関で構成されるコンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」が設立され、昨年6月に北海道・札幌市が「GX金融・資産運用特区」に指定された。今後、全道域のGX産業の振興と、それらの産業を支えるため、金融機関・資産運用会社及びFintech企業をはじめとする国内外の金融系企業の金融機能を札幌に集積させることで、両者の好循環を起こし、札幌の国際金融都市化の実現が期待されているところ。

そのためには、GX・金融に関する優れた人材の供給と地域住民からの理解や支援が重要であり、道内の多くの若手人材が集まる札幌圏において、札幌が国際金融都市となる未来像と併せて、国際金融都市化に欠かすことのできないGX産業の振興についても一体で発信し、市民等にとってこの分野に係る北海道・札幌のポテンシャルや雇用創出等による地元経済の発展可能性等を正しく理解できる機会を提供していくことが必要となる。

さらに、特に学生・若者を中心とした地域住民をメインターゲットとしながらも、地元企業にも広く周知することで、企業関係者にとってもGX・金融分野に対する理解が深まる機会となり、今後のビジネスの拡大や企業価値向上にも寄与することが見込まれる。

本業務は、地域住民・企業の北海道・札幌におけるGX・金融への関心を喚起し、地元就職に係る意識を醸成し、市外・道外への人材流出防止を図るとともに、道内の産業振興につなげることで、札幌の国際金融都市化の実現に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）

4 業務内容

受託者は、上記2の目的を達成するため、委託者と連携し、下記に定める業務を行う。実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者と協議し決定する。

(1) セミナーの企画・運営

ア ターゲット

- ・高校生、大学生等を中心として、30歳代までを主たるターゲットとすること

イ 実施回数等

- ・上記3の委託期間内に2回以上開催すること
- ・各回2時間程度とすること

ウ セミナーテーマ及び内容

- ・各セミナーのテーマ及び内容に沿ったターゲットを設定すること
- ・各セミナーのテーマ及び内容は、本業務で開催するセミナー全体のバランスを勘

案し、偏りがないようにすること

- ・一方的な講義形式ではなく、参加者の興味関心を引き、印象に残る工夫をすること

エ 会場の確保

- ・さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンにおいて定める「さっぽろ連携中枢都市圏（札幌市・小樽市・岩見沢市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村・南幌町・長沼町）」内とし、開催地はテーマやターゲットを踏まえ選定すること
- ・各回 100 人以上が参加可能な会場とすることとし、人数設定は開催地やテーマ等に応じて行うこと
- ・交通アクセスの良い会場であること
- ・同施設内に登壇者及び関係者控室を確保すること

オ 登壇者の調整

- ・目的の達成と設定したテーマ等にふさわしい登壇者を選定すること
- ・選定した登壇候補者と出演交渉・調整を行うこと

カ 運営人員の確保及びマニュアル等の作成

- ・セミナーが滞りなく運営されるよう、十分な人員を確保すること
- ・運営計画、運営マニュアル、進行台本を作成し、委託者と事前に内容の調整を行うこと

キ 申込み受付

- ・参加者申込み窓口を設け、受付業務を行うこと
- ・参加者名簿を作成し、委託者へ提供すること

ク 当日の運営・進行

- ・会場のレイアウト、音響・照明設備を用意、設営及び撤去を行うこと
- ・来場者受付、来場者誘導、司会進行、登壇者のアテンド等、当日の進行を滞りなく行うこと

ケ アンケートの実施

- ・セミナー開催後、参加者へのアンケート調査を実施し、結果の集計を行うこと。
なお、調査内容は委託者と協議すること

コ ライブ配信

- ・各セミナーを当日オンラインでライブ配信すること

(2) PR及び集客

- ・各セミナーのターゲットへ訴求する効果的なPRを行い、会場の集客及びライブ配信の視聴者獲得を図ること

(3) セミナー実施内容の発信

- ・セミナーの実施内容について、参加者に限らず広く発信すること

5 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること

- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること

6 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。
また、委託者の意向を適宜反映した広報活動とするため、委託者と定期的に打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広報活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

8 委託者担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 ばらと北1条ビル8階

札幌市まちづくり政策局 政策企画部 グリーントランスフォーメーション推進室

国際金融誘致・広報担当課 青山・大橋

電話：011-211-2423 E-mail：gx.promotion@city.sapporo.jp